

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

【年末調整の時期が近づいてきました】

年末調整は、給与所得者にとって確定申告に代わるものです。毎月の給与やボーナスから徴収された今年の所得税の合計額について、給与総額から算出した所得税額（年税額）と比べて、生じている過不足を精算するものです。ほとんどの給与所得者は、年末調整を受けると所得税の納税が完了し、改めて確定申告を行う必要がなくなります。

■**年末調整を受ける際の注意**

①扶養控除の申告書
勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している方で、2021年中に結婚、出産、就職などにより扶養親族に異動があったときの他、「ひとり親控除」に該当する場合は、その都度、申告書を勤務先に提出することになります。異動の手続きが済んでいない方は、年末調整に間に合うように提出してください。また、扶養親族で2021年中の所得が48万円（給与のみの場合103万円）を超える方は、扶養控除が受けられませんので、扶養親族の所得についても今一度ご確認ください。
※配偶者の所得が133万円以下（給与のみの場合201万6千円未満）であれば配偶者特別控除を受けられます
※本人の合計所得が1千万円（給与のみの場合1,195万円）を超えると配偶者控除は適用されません

②保険料控除等の申告
本人が支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料はその全額が、また、生命保険料や地震保険料などはその支払った額に応じて算出した額が、それぞれ年末調整の際に所得から控除されます。これらの控除を受けるためには、加入先から発行された「保険料等控除証明書」などの添付が必要です。これらの書類が送付される時期ですので紛失にはご注意ください。

■**税務課住民税係 ☎ 56－8003**

募 集

会計年度任用職員募集

旭ヶ丘スキー場リフト係 9名

■応募資格／町内在住の方

■任用期間／12月中旬～翌年3月上旬

■業務内容／リフト運行管理業務など

■勤務時間／週5日、土日祝日勤務有、通常営業日は7時30分～16時、

ナイター営業日は7時30分～14時

30分または14時～21時

■勤務場所／旭ヶ丘スキー場

■賃金・待遇／時給897～

1019円、社会保険有

■申込方法／履歴書とハローワーク

の紹介状を提出

■**園総合体育館 ☎ 22－2288**

旭ヶ丘スキー場券売係 2名

■応募資格／町内在住の方

※必要書類 所得制限有。詳細は問合せ
■**園建設課住宅係 ☎ 56－8009**

周 知

郊外地域デマンドバス

「じゃがたく」冬季実証運行実施

倶知安町地域公共交通活性化協議会では、郊外地域でも特に「日常的な公共交通の利用が難しい地区」や「高齢化率が著しい地区」の住民を対象に、通院や買い物など日常生活の足として、予約運行型の郊外地域デマンドバスの2回目の実証運行を実施します。

※利用登録と事前予約が必要（前回の実証運行で利用登録済みで、すでに利用者カードをお持ちの場合は登録不要で予約可）

■運行期間／11月23日(火)～12月23日(木)
■利用料金／1乗車につき100円（中学生以下は無料）

※小・中学校のスクールバスとしての利用はできませんが、帰宅後などでは利用できます

■**園倶知安町地域公共交通活性化協議会（事務局）総合政策課交通政策係 ☎ 56－8001**

私道等除雪費用補助

冬季、生活道路を確保するために、私道など町除雪対象外道路（会社などの施設構内などを除く）の除雪をする地域住民に対し、除雪業者への委託金の一部を補助する制度です。

■対象／

○住宅3戸以上（会社、ホテル、コンドミニアム等を除く）で行う延

長30以上の車両通行可能な道路の除排雪

○次に該当する自力除雪が困難と民生委員が認めた町民税非課税世帯が行う延長30以上の車両通行可能な道路の除排雪

①65歳以上の高齢者世帯

②心身障がいや疾病などの世帯

○酪農家が行う延長が100以上の生乳運搬用道路の除雪

■補助金／予算の範囲内で補助対象ごとに決定

■申請手続／建設課備付の申請書、位置図、受益者名簿などの必要書類を提出

■申請期限／12月1日(必着)

※会社、ホテル、コンドミニアムなどを含んだ申請は受益戸数には含まれませんのでご注意ください
■**園建設課管理係 ☎ 56－8011**

人権擁護委員の委嘱について

10月1日付で町の人権擁護委員に次の方が委嘱されました。

菊地 勇さん

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

法務局では女性の人権について専門相談電話を設置しています。夫やパートナーからの暴力、ストーカーなど女性の人権に関する悩みをご相談ください。

■**女性の人権ホットライン**

☎ 0570-070-810

■受付時間／平日8時30分～17時15分（年末年始を除く）

■**全国一斉『女性の人権ホットライン』**

強化週間（11月12日(金)～18日(木)）

■強化週間中の受付時間／12日(金)・15日(月)～18日(木)：8時30分～19時、13日(火)・14日(水)：10時～17時

■**園札幌法務局人権擁護部**

☎ 011-709-2311

法人道民税等の申告を電子で

法人道民税・事業税、特別法人事業税の申告および申請・届出を電子で行うことができます。

利用には、地方税ポータルシステム（エルタックス <http://www.eltax.lg.jp>）から利用開始の手続きが必要になります。

■**園札幌道税事務所税務管理部課税第一課 ☎ 011-204-5083**

羊蹄山ろく相談支援センター相談会開催のお知らせ

羊蹄山ろく7町村で生活する障がいのある方や生きづらさを抱えている方、およびその家族の悩みや困りごとについて相談員と一緒に考えます。相談の時間を指定したい場合は社会福祉係へご連絡ください。

※予約不要

■日時／11月5日(金)13時30分～15時30分

■場所／保健福祉会館相談室

■**園福祉医療課社会福祉係**

☎ 55-6115

オウム真理教について

今から約30年前に地下鉄サリン事件などのテロを実行したオウム真理教（以下教団）は、現在「Aleph（アレフ）」や「ひかりの輪」として活動しています。

通勤手当有

※「倶知安町保育人材確保一時金」の対象となる場合があります。

詳細はお問い合わせください

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出

※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事をした

い方はご相談ください

■**園**こども未来課こども支援係

☎ 55-6116

町営住宅入居者募集

高齢者向け（60歳以上向け）

・ノースパークタウン（北7西1）

2DK 1戸（秋棟2階）

・望羊団地（北4東4）

2DK 1戸（2号棟2階）

■募集期間／11月1日(月)～15日(月)

警察では、教団に対する記憶の風化を防止するため、現状についてHPなどを通じて情報発信しています。

■**園倶知安警察署 ☎ 22-0110**

北海道水資源の保全に関する条例に基づく事前届出

「北海道水資源の保全に関する条例」は、豊かな水資源がもたらす恩恵を、現在および将来にわたり享受できるよう制定され、指定区域内で土地取引行為を行う土地の権利者は、契約の3カ月前までに知事への届出が必要です。（届出先は倶知安町住民環境課環境対策室環境係）

詳細は北海道HPをご覧ください。

■**園 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/st/mizusen/mizusen.htm**

■**園住民環境課環境対策室環境係**

☎ 56-8008

忘れていませんか？相続登記

不動産（土地・建物）の相続登記をせずに放置していると、相続人の間のトラブル、所有者不明の土地問題、空き家問題などの社会問題発生の原因となるため、不動産の所在地を管轄する法務局へ申請をお願いします。相続登記の申請には、以下のサービスを利用すると便利です。

■**園札幌司法書士会**

「相続登記相談センター」※相談無料

☎ 011-211-6665

■受付内容／相続手続全般について

■受付時間／平日12時～13時

■**園法務局「登記手続案内」※予約制**

☎ 22-0232

■受付内容／申請書様式や必要な添

付書類について

■受付時間／平日8時30分～17時15分
**マイナンバーカードの申請を
お手伝いします**

マイナンバーカードの申請は写真
を撮影して郵送で申請するか、スマ
ホを使ってオンラインで申請する必
要があります。このうち、町ではオ
ンライン申請を希望している方のサ
ポートを実施しています。

スマホがない方には、タブレット
端末をお貸ししており、操作が不安
な方には、職員が操作をお手伝いし
ます。オンライン申請を希望してい
る方はお気軽にご相談ください。

■住民環境課住民係 ☎ 56―8007
**外国人の方の国民健康保険加入
手続きについて**

在留資格が3カ月を超える場合、
他の公的医療保険の加入や生活保護
受給の場合を除き、国民健康保険の
加入対象となることから、住民係で
転入の届出をした後に、国保医療係
での手続きが必要です。在留資格が
「特定活動」で、医療目的で滞在す
る人とその帯同者、観光や保養目的
で滞在する人は国民健康保険に加入
できません。

加入手続きに必要なもの
○在留カードおよびパスポート
※在留資格が「特定活動」の場合、
パスポートに「指定書」を添付
○印鑑
○世帯主および転入された方のマイ
ナンバーがわかるもの
○職場の社会保険をやめた場合は、

健康保険をやめた証明書

※代理人届出の場合、委任状（日本
語）と代理人の本人確認書類が必要
■福祉医療課保健医療室国保医療係
☎ 56―8006

ごみのポイ捨てはやめましょう
最近、タバコの吸い殻や飲みかけ
のペットボトル、空き缶など、ごみ
のポイ捨てが多発しています。
「携帯灰皿を持ち歩く」、「ごみは
必ず持ち帰る」を徹底して、きれい
な街を心がけましょう。

南児童館からのお知らせ

■未就園児限定イベント開催

11月の南児童館では未就園のお子
さんを対象にイベントを開催。

親子で一緒に全3種類から選べる
なりきりビニールエプロンを作ろ
う。0歳のお子さんには寝相アートを
作れるキットを全4種類準備。
イベント詳細、利用時間などは町
HPをご確認ください。

■南児童館 ☎ 22―0419

**エールしりべし！キッチンカー
フェスティバルの開催について**
後志総合振興局では、管内のキッ
チンカーによるキッチンカーフェス
ティバルを開催予定です。感染防止
のため、飲食スペースは設けず、テ
ィアウト商品を販売します。お誘い
合わせの上、ぜひご来場ください。

■日時／11月3日(木)11時～14時

■場所／後志総合振興局駐車場

※内容などとは変更の場合有

■後志総合振興局地域政策課

まちの事件簿―地域安全ニュース

9月の主な事件

▽盗難事件の発生
路上駐車中の車から、ドライブレ
コーダーが盗まれる事件がありまし
た。

9月の主な交通事故

▽7日、商業施設駐車場内におい
て、車両同士の衝突事故が発生しま
した。

▽11日、町道において、車両とバイ
クの衝突事件が発生しました。

▽16日、町道において、車両同士の
衝突事故が発生しました。

9月末までの 町内交通事故発生状況		
	令和3年	令和2年
人身	18件	19件
物損	345件	375件
死者	2名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

倶知安消費生活展を開催します

■日時／11月1日(月)・2日(火)・3日(水)
10時～16時

■場所／文化福祉センター2階ロビー

展示・あっせんなど例年と変わりません
が、コロナ禍のため縮小して開催します。

※最近特に物価の値上がりが続いている
状況もあり、消費生活においてどんな
苦労や工夫があるかアンケートをし
ます。この結果をふまえ、活動してい
きますので、ご協力お願いします

世界的な原油価格の高騰！

日常生活に必要なガソリン・灯油など
の価格が、どこまで高騰するか心配して
います。皆さんの身近な情報などありま
したら消費者協会へご連絡ください。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

☎ 23―1341

倶知安町130年記念式典を開催

本町は、本年度で130年目とい
う記念すべき節目を迎えます。

この節目を契機に、これまでの歴
史を振り返り、その重みを実感しな
がら、輝かしい未来への確かな一歩
を踏み出すスタートとして、「倶知
安町130年記念式典」を行います。

■日時／11月27日(土)

■場所／文化福祉センター

※感染防止策として、式典への参加
は招待者のみ。式典の様子は広報
紙などでお知らせする予定です

■総務課 ☎ 56―8000

**羊蹄山麓環境衛生組合財政運営
の状況について**

羊蹄山麓環境衛生組合財政事情説
明書の作成及び公表に関する条例に
基づき、「令和3年度組合予算の上
半期（4―9月）の執行状況」およ

び「令和2年度の組合決算の概況」
を同組合HPにて公表しています。

■羊蹄山麓環境衛生組合総務係

☎ 22―0211

第19回全町子ども議会

町内の各小中学校の代表8人が
「二日議員」となって、町長や教育
長に質問します。議長、事務局長も、
中学生が行います。

※傍聴は家族・引率者のみ

■日時／11月23日(火)13時30分

■場所／役場3階議場

■公民館 ☎ 22―4151

まちトーク日程変更のお知らせ

11月19日(金)に八幡地域センターで
開催を予定していた「まちトーク」
の日程が変更になりました。

変更後…11月11日(木)18時30分
参加予定の方はお間違えのないよ
うお願いします。

■住民環境課生活安全係 ☎ 56―8005

消防署からのお知らせ

暖房器具を使用するにあたって

寒い時期を迎え、各家庭では暖房
器具を使用する季節になりました
が、誤った使い方をすると、火災を
引き起こす原因となります。

火災を防ぐために次のことに注意
使用しましょう。

○カーテンや衣類、布団などの燃え
やすいものを周囲に置かない

○ストーブの上に洗濯物を干さない

○暖房器具を使用したまま外出、就
寝をしない

○石油ストーブに給油する際は、確
実に消火し、油種を確認してから
行う

○定期的に換気を行う

ちよつとした油
断が火災を招きま
す。取扱説明書な
どをよく読んで、
正しい方法で使
用しましょう。火の
用心をお願いします。

9月末までの災害出動状況		
	令和3年	令和2年
火災	4件	5件
救急	524件	592件
救助	41件	31件
その他	87件	67件

準備できていますか



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

今、簡単にできることが、後になると難しくなることがあります。
「もう少し前にご相談いただければ」ということがよく
あるので、今回はその話をさせていただきます。

一番よくあるのは、「母は生前、自分の財産の半分は〇〇さん
にあげたいって言っていたんだけど」という亡くなった方の
身近にいた人からのご相談です。

この記事を読んでいる人で、同じように、ご両親から「〇〇
さんにあげたい」と言われ、そのようにしてあげたいと思った
人は、すぐに「それを遺言書に書こう」と伝えてください。

お母さんやお父さんが元気なうちであれば、遺言に自分の希
望する財産の分け方を書くだけで、自分の思った通りに財産を
分けることができます（遺留分など例外はありますが）。

ただ、自分で財産を管理できない状態になった後や亡くなっ
た後では、いくら生前に「〇〇さんにあげたい」と言ってい
ても、原則は法律に従って相続人に分けられます。

法律と違う分け方をするためには、相続人全員の同意が必要
になります。相続人が近くにいる子ども数人だけならいいので
すが、孫やひ孫、遠くにいる人、行方知れずの人などが出てく
ることもあります。その人たちを説得することは大変です。

身近な人の意思を実現してあげたいと思ったら、その人が元
気なうちに「それを遺言書に書こう」とお伝えください。書き
方がわからないときは、私や周りの法律に詳しい人に相談して
みてください。基本を押さえればそんなに難しくはありません。

人の動き 令和3年9月末現在		
人口	14,823人（前月比	-12)
男子	7,564人（前月比	+4)
女子	7,259人（前月比	-16)
世帯数	8,003世帯（前月比	+3)
うち外国籍住民	694人（前月比	+2)